

## 『河川協力団体』を募集します！

「水防法及び河川法の一部を改正する法律」が平成 25 年 6 月 12 日に改正され、この中で河川協力団体制度が創設され、これを受けて、昨年度、初めての『河川協力団体』の指定を行いました。

平成 26 年度も引き続き、国が管理する河川の管理区間において『河川協力団体』を募集することになりましたのでお知らせします。

### 1. 『河川協力団体』を募集します

- 国が管理する河川の管理区間において、11 月 17 日より水系ごとに『河川協力団体』の募集を開始しました。  
(募集期間：平成 26 年 11 月 17 日から平成 27 年 1 月 15 日まで)
- 募集は、河川の管理区間ごとに、担当する河川事務所等が行います。

### 2. 問い合わせ先

- 『河川協力団体』の募集は水系ごとに行います。申請等の詳細については、下記の河川事務所等のホームページを御参照いただくか、直接担当課へお問い合わせください。

問い合わせ先一覧

募集する河川	河川事務所等	ホームページ URL	問い合わせ先・電話番号
遠賀川水系	遠賀川河川事務所	<a href="http://www.qsr.mlit.go.jp/onga/">http://www.qsr.mlit.go.jp/onga/</a>	調査課 0949-22-1830
山国川水系 (耶馬溪ダム含む)	山国川河川事務所	<a href="http://www.qsr.mlit.go.jp/yamakuni/">http://www.qsr.mlit.go.jp/yamakuni/</a>	調査課 0979-24-0571
大分川水系 大野川水系	大分河川国道事務所	<a href="http://www.qsr.mlit.go.jp/oita/">http://www.qsr.mlit.go.jp/oita/</a>	調査第一課 097-544-4167
大分川水系 (大分川ダム)	大分川ダム工事事務所		調査設計課 097-538-3391
番匠川水系	佐伯河川国道事務所	<a href="http://www.qsr.mlit.go.jp/saiki/">http://www.qsr.mlit.go.jp/saiki/</a>	河川管理課 0972-22-1880
五ヶ瀬川水系	延岡河川国道事務所	<a href="http://www.qsr.mlit.go.jp/nobeoka/">http://www.qsr.mlit.go.jp/nobeoka/</a>	河川管理課 0982-31-1155
小丸川水系 大淀川水系	宮崎河川国道事務所	<a href="http://www.qsr.mlit.go.jp/miyazaki/">http://www.qsr.mlit.go.jp/miyazaki/</a>	河川管理課 0985-24-8492
肝属川水系	大隅河川国道事務所	<a href="http://www.qsr.mlit.go.jp/osumi/">http://www.qsr.mlit.go.jp/osumi/</a>	調査第一課 0994-65-2993
川内川水系	川内川河川事務所	<a href="http://www.qsr.mlit.go.jp/sendai/">http://www.qsr.mlit.go.jp/sendai/</a>	管理課 0996-22-3430
川内川水系 (鶴田ダム)	鶴田ダム管理所		管理係 0996-59-2030

募集する河川	河川事務所等	ホームページ URL	問い合わせ先・電話番号
球磨川水系	八代河川国道事務所	<a href="http://www.qsr.mlit.go.jp/yatusiro/">http://www.qsr.mlit.go.jp/yatusiro/</a>	河川環境課 0965-32-4135
緑川水系 (緑川ダム含む) 白川水系 (立野ダム含む)	熊本河川国道事務所	<a href="http://www.qsr.mlit.go.jp/kumamoto/">http://www.qsr.mlit.go.jp/kumamoto/</a>	地域連携課 096-382-1198
菊池川水系 (竜門ダム含む)	菊池川河川事務所	<a href="http://www.qsr.mlit.go.jp/kikuti/">http://www.qsr.mlit.go.jp/kikuti/</a>	管理課 0968-44-2171
筑後川水系 (松原・下釜ダム含む) 矢部川水系 嘉瀬川水系 (嘉瀬川ダム含む)	筑後川河川事務所	<a href="http://www.qsr.mlit.go.jp/chikugo/">http://www.qsr.mlit.go.jp/chikugo/</a>	河川環境課 管理第一課 0942-33-9131
六角川水系 松浦川水系 (厳木ダム含む)	武雄河川事務所	<a href="http://www.qsr.mlit.go.jp/takeo/">http://www.qsr.mlit.go.jp/takeo/</a>	調査課 0954-23-5175
本明川水系	長崎河川国道事務所	<a href="http://www.qsr.mlit.go.jp/nagasaki/">http://www.qsr.mlit.go.jp/nagasaki/</a>	河川管理課 095-839-9879

## 1. 河川協力団体制度とは

- ◆ 河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う NPO 等の民間団体を支援するものです。
- ◆ 河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。

## 2. 河川協力団体の主な活動

- ◆ 河川協力団体は、以下のような活動を行うことができます。
  - ①河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持
  - ②河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供
  - ③河川の管理に関する調査研究
  - ④河川の管理に関する知識の普及及び啓発
  - ⑤上記に附帯する活動

## 3. 河川協力団体に指定されると...

- ◆ 河川管理者から河川協力団体の業務の実施に関し必要な情報の提供や指導、助言を受けることが可能となります。(河川法第 5 8 条の 1 1)
- ◆ 河川管理者が認めるときは、河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可などが簡素化されます。(河川法第 5 8 条の 1 2)

※ 『河川協力団体』の指定にあたっては、申請に必要な要件や活動実績などの提出書類及びヒアリングにより審査され、指定の可否が決定されます。